

原子力施設等におけるトピックス
(令和4年1月17日～1月23日)

令和4年1月26日
原 子 力 規 制 庁

○令和4年1月17日～1月23日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和4年1月17日～1月23日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月17日	関西電力株式会社	美浜発電所	美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱について	・LCO逸脱 17日 10:22 (保安規定第85条) ・LCO復帰 17日 13:15

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

(別紙)

別紙 関西電力株式会社からの報告の概要

原子力規制委員会について

原子力の規制

放射線防護・原子力防災

安全研究・調査

法令・手続・文書

目的別メニュー

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ／メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ／メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [原子力施設別表示](#)
[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [関西電力（株）から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2022年1月17日

関西電力（株）から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和4年1月17日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、美浜発電所3号機の運転上の制限（注）からの逸脱について報告を受けました。

（注）運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

関係資料

[美浜発電所3号機の運転上の制限からの逸脱および復帰について【PDF: 347KB】](#)

関係ページ

[関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 安全規制管理官（実用炉監視担当）：武山 松次
担当：実用炉監視部門 高須、小野
電話（直通） **03-5114-2262** 電話（代表） **03-3581-3352**

利用規約

プライバシーポリシー

アクセシビリティについて



 原子力規制委員会（法人番号 9000012110002）

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 電話番号：03-3581-3352（代表） [地図・アクセス](#)

原子力に関するお問い合わせ：03-5114-2190

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

2022年1月17日
関西電力株式会社

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱および復帰について

美浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）は、第26回定期検査中、本日10時12分に設備点検のため、電源切り替え作業を実施したところ、重大事故時に使用する監視操作盤の表示装置に使用済燃料ピット温度が表示されない状態となりました。このため、10時22分に保安規定の運転上の制限※を満足していない状態にあると判断しました。

その後、監視操作盤の電源を入れ直したところ、10時57分に表示装置が表示される状態となり、監視操作盤に問題がないことを確認したことから、13時15分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

表示装置が表示されていない間、使用済燃料ピットの温度は、他の表示装置で確認できており、異常がないことを確認しています。

本件による環境への放射能の影響はありません。

※：保安規定第85条において、使用済燃料ピット温度計（重大事故用）が動作可能であることが求められている。

以上

85-12-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
使用済燃料 ピットの監 視	使用済燃料ピット水位（広域） ^{※2}	1個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m以上および水温が65 °C以下であることを確認する。 および A. 2 計装修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。 および A. 4 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）、使用済燃料ピット温度計（AM用）、使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）、可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装修課長
	使用済燃料ピット温度（AM用）	1個			速やかに	可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装修課長	
	使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）	1個			速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）および使用済燃料ピット温度計（AM用）が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	可搬型使用済燃料ピット水位	1個			速やかに	使用済燃料ピットエリア監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2個			速やかに	使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	計装修課長	

85-12-3 (続き) 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※1			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
使用済燃料ピットの監視	空冷式非常用発電装置	「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。							
	燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー ² 燃料油移送ポンプ	「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。							

※1 : 所要数ごとに個別の条件が適用される。

※2 : 動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※3 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※4 : 代替品の補充等。